



## ★★★消火器の設置・点検★★★

今回は消火器の設置・点検についてご説明をさせていただきます。

消火器は一定規模以上の共同住宅には設置義務がございます。また消火器設置後には、半年に1回の点検と3年に1回の消防署への報告の義務がございます。



共同住宅での消火器の設置義務に関しましては、以下の様な規定がございます。

**延べ床面積150㎡以上の共同住宅には、歩行距離20m以内に消火器1本を各階ごとに設置。**

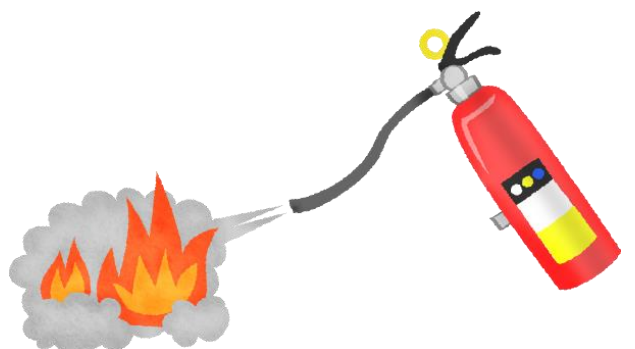
**また消火器の設置場所には、「消火器」の標識を見やすい場所に設置。**

また、消火器には耐用年数がございますので、設置後10年程で交換が必要となります。

耐用年数を超えた消火器のうち、消火器本体に圧力計が付いていないガス加圧式の消火器を使用した場合に、消火器本体が破裂する事故が起こるケースもあるので注意が必要となります。

交換の際には本体に圧力計が付いている、蓄圧式の消火器をご選択頂く事をおすすめいたします。

次に消防設備点検に関しましては、点検・報告を行っていない場合、万が一の際に火災保険が下りない、建物での火災死亡事故の際に遺族から訴訟を起こされる等のリスクもあるようです。消防設備点検は半年に1回行う必要があります。点検費用もかさんでしまいますが、万一の際に建物の所有者責任を問われないように、是非規定通りの点検を行っていただく事をおすすめいたします。



今後、共用部分の調査の際に消火器の設置・交換や消防設備点検のご提案をさせていただきますことともあると思いますので、ご検討下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。